事　業　報　告　書

（自 令和　7年 3月 1日 至 令和　8年 2月28日）

1 医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　智有会

① □財団　■社団（□出資持分なし　■出資持分あり）

② □社会医療法人　□特定医療法人　□出資額限度法人
■その他

③ □基金制度採用　■基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　多治見市太平町6丁目14

(3) 設立認可年月日　　平成 15 年　3 月 24 日

(4) 設立登記年月日　　平成 15 年　4 月　3 日

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
診療所	おざき整形外科	2111012555	岐阜県多治見市太平町6丁目14番	無床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 4月22日　　令和6年度決算の決定

令和 8年 2月24日　　令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

令和8年度の借入金額の最高限度額の決定

法人名　医療法人　智有会
所在地　多治見市太平町6丁目14

※医療法人整理番号	0	0	5	5	4

財　産　目　録

（令和　8年 2月28日現在）

1．資　産　額	235,504 千円
2．負　債　額	48,244 千円
3．純 資 産 額	187,259 千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
A　流動資産		134,523
B　固定資産		100,981
C　資産合計	(A＋B)	235,504
D　負債合計		48,244
E　純資産	(C－D)	187,259

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

法人名　医療法人　智有会

所在地　多治見市太平町6丁目14

※医療法人整理番号	0	0	5	5	4

貸　借　対　照　表

(令和　8年 2月28日 現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	134,523	Ⅰ 流動負債	10,954
Ⅱ 固定資産	100,981	Ⅱ 固定負債	37,290
1 有形固定資産	100,542	負債合計	48,244
2 無形固定資産	428	純資産の部	
3 その他の資産	10	科目	金額
		Ⅰ 出資金	150
		Ⅱ 積立金	187,109
		純資産合計	187,259
資産合計	235,504	負債及び純資産合計	235,504

法人名　医療法人　智有会

所在地　多治見市太平町6丁目14

※医療法人整理番号	0	0	5	5	4

損　益　計　算　書

（自　令和　7年 3月 1日　至　令和　8年 2月28日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ 事　業　損　益	
A 本来業務事業損益	
1 医　業　収　益	190,719
2 医　業　費　用	180,053
本来業務事業利益	10,665
医　業　利　益	10,665
Ⅱ 医　業　外　収　益	1,049
Ⅲ 医　業　外　費　用	82
経　常　利　益	11,632
Ⅳ 臨　時　費　用	3
税引前当期純利益	11,628
法人税等負担額	1,975
当　期　純　利　益	9,652

監 事 監 査 報 告 書

医療法人　智有会
理事長　尾崎智史　殿

私は、医療法人　智有会の令和 7会計年度（令和 7年 3月 1日から令和 8年 2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和　8年 4月28日
医療法人　智有会

監　事　　飯島猛志